

資

料

## ナビゲーション電子地図の著作権 (原審)

西 村 峯 裕

周 喆

当事者

X1 (上訴人、被告、凱立德欣技術深圳有限公司)

X2 (上訴人、被告、深圳凱立德計算機システム技術有限公司)

X3 (上訴人、被告、深圳市中佳訊科技有限公司)

X4 (被告、佛山市勳力汽車用品有限公司南海分公司)

Y (原告、被上訴人、北京長地万地方科技有限公司)

### 【事実の概要】

Yは、2003年に設立された。2005年5月に、国家測繪局（国家測量繪図審査局）より、甲級測繪資格証を受領し、ナビゲーション電子地図を作成する資格を有する。Yが発行した第4版「道々通電子地図ガイド」（以下Y道路図と略称する）は、2006年8月国家測繪局から「地図審査許可証」を受領した。

X2は、1999年に設立された。2005年6月に国家測繪局より、甲級測繪資格証を受領した。X2の製品である「凱立德全国ナビゲーション電子地図（362都市）」（以下X2 362都市図と略称する。）は、2007年2月国家測繪局から「地図審査許可証」を受領した。

Yの任意代理人が2007年7月25日、X4でX3製品DH-105 GPSナビゲータ2台を購入した。価格は1台2500元であり、包装箱にはX3の会社名が明記され、箱の中にX2 362都市図CD ROMがあり、CD ROMの出版権と製作者はX1であると明記されている。X4は当該GPSナビゲーションはX3から購入したものであることを立証した。仏山市南海区公証処が上記の購入過程、及び購入することによって取得した領収書などを公証した。

原審法院はYの証拠保全の申立に基づき、X2の362都市図に関するCD ROM 10枚を差し押さえたが、そのCD ROMには製作者名は明記されていない。又、Yは、X2とX1に本件製品の生産、販売に関する会計帳簿の提出を求めたが、X2とX1はこれを拒絶した。原審法院はX2、X1に362都市図を作るため、現地で作業するときの記録、草図、各省で作った測定の備考書類、交通費、宿泊費、道路や橋の通行料の領収書などの証拠提出も求めたが、X2とX1は当時これらを提出しなかった。

原審法院は中国地図出版社から取り寄せたY道路図と、Yが購入したX2 362都市図とを比較したところ、以下の同一点があった。

1 誤字の同一。Y道路図には個別の誤字が存在しているが、X2 362都市図にも同様の誤字が存在する。例えば、安徽省安庆市黄岭小学の岭を領にし、广东省中山市延康堂参茸药店の延を廷にしたことなどである。

2 不正確な略称の同一。Y道路図には不正確な略称を用いたがX2 362都市図にも同一の略称が存在する。例えば、Yは阿勒泰民族宗教委員会を意味のはっきりしない阿勒泰山民族宗教という略称を用いたがX2 362都市図にも同じ略称が存在する。杭州市新華坊小区の略称「新華坊小区」を「新華坊」にしたが、X2 362都市図にも同じミスが存在する。

3 地点があるのにそれを結ぶ道路がない。正しいナビゲーション電子地図には地点とそれを結ぶ道路があるが、X2 362都市図にはY道路図と同じく地点のみがあり、道路のない場合が多々存在する。例えば、廣西省柳州市鹿寨镇政府小区、貴州省贵阳市修文人大などの場所はそういう状況である。

4 情報の取捨選択の同一。X2 362都市図の情報の取捨はY道路図と同一又は類似する点が多い。例えば、甘肅市白銀市王見郷政府、甘肅省張掖县政府などの場所はそういう状況である。

5 実在しない所在物の同一。Y道路図には暗号として大量の実在しない所在物を載せているが、X2 362都市図にも同一の情報を載せている。例えば、「万方礼品店」、「万方服装店」、「友好日雜店」、「青年林」などである。

6 略称していない名称の同一。ナビゲーション電子地図の場合は、10

文字以上の名称を略称で表示する場合が多い。Y道路図には重慶と山西において10文字以上の完全な名称がたくさん存在しているが、X2 362都市図にも同じ完全な名称が多数存在している。例えば、山西省太原市建築企業労働費用統籌管理弁公室、重慶市西南石油局第二勘探第隊生活小区である。

7 不正確な表記の同一。例えば、甘肅省酒泉市玉門鎮地方税務所であるのに、甘肅省酒泉市玉門鎮地方税務局としている。

8 複数表記の同一。同じ場所の一つの表記で表示することが一般的であるが、Y道路図は同じ場所を場合によって複数表記している。X2 362都市図にも同様の複数表記がある。例えば、甘肅省蘭州市公共バス終点站などである。

9 独自情報の同一。①埡口（峠）、青海省果洛地区において埡口は実在していない地名であり、Yが地図制作中に作った名称である。X2 362都市図にはY道路図と同じ場所と数の当該名称が存在している。②点線。道路の中央分離帯（グリーンベルト、柵、単複の黄、白線）の切れ目、X2 362都市図はこれらを点線で表示しているが、Y道路図と場所も同じで表記も同一である。③観光地。Y道路図には現地では観光地とされていない場所が観光地として表記されており、X2 362都市図にも同一表記がある。例えば、四川省阿坝市千喬大沼観光地などである。④駐車場情報の同一。普通のナビゲーション電子地図は多量の駐車場情報は載せないが、Y道路図には山西省の要求に応じて、多量の駐車場情報が載せている。X2 362都市図にもY道路図と同じ駐車場情報が載っている。例えば、山西省朔州市停車区などである。

10 長地バージョンの同一。管理の便宜のため、Y道路図には、特別な情報を暗号で入れている。例えば「友好106072」中の1はブロックの意味であり、06は年であり、07は月であり、2は06年7月まで当該データを2度使ったという意味である。X2 362都市図にもY道路図の暗号表記が出てくる。例えば、吉林省松原市内に「友好106103」や内蒙古に「友好106072」という暗号表記が出ている。

11 間違いの同一。Y道路図にはチベット阿里地区日土県の日土県道路において単線で表示すべき部分を間違って複線で表示したが、X2 362都市図にも同じ間違いがある。又、新疆イリ・カザフ自治州新榮西路を新榮東路としたり、新榮南路を新榮北路とする間違いも同一である。

12 位置表示の同一。チベット阿里地区班公錯という場所では、湖と道路の接触面が大変広いが、現地には明示的な表示はない。Y道路図は当該地区の地理情報を地図情報に変更する際に、湖を点で表示し、道路を線で表示していた。X2 362都市図も同じ場所と同じ表示をしている。

又、取り調べによると、X1は2006年8月22日に設立され、X1とX2の代表者は同一人であり、X2はホームページで「…我が社はリスク投資を導入し、2006年8月22日に登録を経て100%外資会社X1を設立した。…X2とX1は集約化管理方法を行い、統一的市場戦略、統一的管理制度および統一的会計制度を採用している…」と述べている。

X2は抗弁書で「X2 362都市図の数個のバージョンは車ナビゲーション、知能携帯電話、PDA/PND/PMPのナビゲーション電子地図製品に広くに利用され、2006-2007年の5四半期においてGPSのナビゲーション電子地図の市場占有率は50.1%を占め、全国市場の半分以上となり…」と述べている。訴訟中に原審法院が訟中に禁止令を発した後も、X2はそのホームページで「前の四半期、我が社は引き続き市場占有率第1位となった。これは、権威ある第三者統計データが始まって以来の、9四半期連続販売量第1位である。」と述べていた。国内の権威ある調査機関賽迪顧問(CCID)が2007年5月公表した『2006年度から2007年度第一期中国GPSナビゲーション電子地図及びソフトの市場調査研究報告』によれば、2006年中国GPSナビゲーション電子地図及びソフトの総合販売量は8.25万セット、2007年の第一期の総販売量は12.43万セットである。2007年度1セットのGPSナビゲーション電子地図ソフトの平均価格は300元である。

原審法院は訴訟中の2008年5月にX1、X2に対し、直ちにX2 362都市図の生産・販売を停止すべき旨の禁止令を発した。

X2は訴訟開廷の時に、反訴を提起したが、『最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干規定』第34条第3項の規定によれば、当事者の追加、訴えの変更、又は反訴の提起は、挙証期間満了前にしなければならない。しかし、X2挙証期間内に反訴を提起しなかった。且つ反訴の内容は別段に処理することができるので、当該反訴については、合併審理はしない。X2は別訴を提起することができる。

## 【法院の判断】

1 YはY道路図の著作権を有するのか。

『中華人民共和国著作権法』第11条、『中華人民共和国著作権法实施条例』第6条、『著作権自由登録施行弁法』第2条、『最高人民法院著作権民事紛争事件を審理する際に適用する法律の若干問題についての解釈』第7条の規定に基づき、著作権は、その作品の完成した日から、その作成者及びその他の著作権を有すべき公民、法人又はその他の組織に帰属する。著作権は自由に登録でき、登録を経るか否かは、その著作権に影響しない。当事者が提供した著作権に関する草稿、原本、適法な出版物、著作権証、認証機関の証明書、権利取得に関する契約など、すべて著作権の証拠となる。それ故、著作権者の著作権の由来はその作品であり、その作品の登録ではない。本件において、2006年8月16日に中国地図出版社がYの製品につき、国家測繪局に審査を申立、次の日に「地図審査許可証」を受領した。それ故、Yの製品は8月16日に既に完成している。X2はYの著作権を否定しているが、そのための反証を挙げるができなかったので、Y道路図の著作権者はYであると原審法院は認定した。

2 X2、X1、X3とX4の行為はYの著作権の侵害に当たるのか。

前述のように、Y道路図の完成日は8月16日以前である（申立日は作品の完成日を証明するものである）。X2 362都市図の完成日は同じ年の12月21日以前である（申立日は完成日を証明できるが、登録証に記載された完成日は3月1日となっているが、証拠不十分なので、法院はこれを採用しない）。Y道路図の完成時期と出版時期は明らかにX2 362都市図

より前である。『接触して実質的に相似させる』という著作権侵害行為の判断基準を根拠にすると、YとX2との経営範囲から見て、両当事者ともに電子地図製品を経営しており、Y道路図が販売された後は、X2はY道路図と接触する条件と可能性を有している。X2 362都市図とY道路図を比較すると、実在していない所在物、長地バージョン番号、独自情報、誤字、不正確な表示、複数表記、不正確な略称、省略していない名称、情報の取捨選択、間違いや位置表示などの同一がある。特に、Yがその製品に入れている大量の暗号とバージョン情報はX2 362都市図にも存在している。一定地域に大量の地理情報が存在する場合、具体的な情報とデータの採取については、会社によって基準も異なり、作業員によっても異なるので、別々の製図会社と同じ地域で採取した情報とデータは必ず異なってくる。しかし、X2 362都市図にはY道路図と大量の類似又は同一のデータが存在している。X2は屋外作業の出勤記録、屋外採集記録、屋外採取出張領収書を以て、X2 362都市図は自ら作成したものである旨の証明を試みた。しかし、独自に作成した製品の場合には、Y道路図の大量のバージョン情報、暗号が存在するはずがないので、証拠として不十分である。

X2 362都市図の完成日は2006年3月1日であるとX2は主張しているが、これはX2が登録時に自ら申告した日時であり、国家著作権局はこれについて実質的な審査をしておらず、これを証明するその他の証拠もないので、法院はX2 362都市図の完成日についての主張は措信しない。X2が提出した証拠はX2 362都市図が独自に作成されたものであることを十分に証明できないので、X2の行為は剽窃行為に当たり、且つX2はY道路図の間違い点又は不正確な部分のみを剽窃することは不可能なので、X2の行為は不法行為を構成し、不法行為責任を負うべきである。

広東省地図出版社の記録資料に基づき、X1都市図の出版権と製作者はX2であり、YがX4の処で公証を経て購入した本件製品の作成者はX1である。X2はそのホームページで「…我が社はリスク投資を導入し、2006年8月に登録を経て100%外資会社X1を設立した。…X2とX1集約化管理方法を行い、統一的市場戦略、統一的管理制度および統一的会計制度を採用

している…」と述べている。したがって、X1はX2は権利侵害のX2 362都市図を共同で生産し、販売したので、共同不法行為を構成し、『中華人民共和國民法通則』第130条の規定に基づき、不法行為の民事責任を負わなければならない。

X3は権利侵害のX2 362都市図を組み込んだX3 GPSナビゲーションを生産、販売し、X4は権利侵害のX2 362都市図を組み込んだX3 GPSナビゲーションを販売したので、不法行為を構成する。

3 X2、X1、X3、X4は如何なる民事責任を負うのか。

Yは、X2、X1に不法行為を停止し、謝罪し、その損害を賠償するよう求めたが、法的に根拠がある故、原審法院はYの主張を支持する。具体的な方法及び額は原審法院がX2、X1の主観的な過失、不法行為の態様、X2 362都市図の市場価額などを考慮して法に基づき確定し、Yが訴訟のために支出した合理的な費用はX2とX1がこれを負担する。

原審法院は以下の要素を考慮して賠償額を確定する。

① X2とX1は保全過程において、権利侵害の製品に関する財務帳簿を提出しなかった。

② X2は答弁書では「2006-2007年5四半期においてGPSのナビゲーション電子地図の市場占有率は50.1%を占めているが、全国市場の半分以上である。X2 362都市図の数個バージョンは、車ナビゲーション、知能携帯電話、PDA/PND/PMPのナビゲーション電子地図製品広く利用され…」と記載している。原審法院が禁止令を出した後も、X2はそのホームページに「前の四半期、我が社は引き続き市場占有率第1位を維持し、これは権威ある第三者統計データ以来の9四半期販売量第1位である。」と記載している。国内の権威のある調査機関賽迪顧問（CCID）が2007年5月に公表した『2006年度から2007年度第1四半期中国GPSナビゲーション電子地図及びソフトの市場調査研究報告』によると、2006年中国GPSナビゲーション電子地図及びソフトの総合販売量は8.25万セット、2007年の第1四半期の総販売量は12.43万セットである。2007年度1セットのGPSナビゲーション電子地図ソフトの平均価格は300元である。2006年から

2007年に至る5四半期の販売占有率50.1%全国市場の半分以上というX2の陳述により、2007年度第1四半期の権利侵害の製品の販売額は12.43万セット×50.1%=6.227万セットとなり、1セット300円で計算すれば、6.227×300元/セット=1868.1万元；1年間で計算すれば、6.227×4=24.908万セット、その売上は、24.908×300元=7472.4万元。不法行為による製品の製作費用は低く、利益は大きいので、X2、X1は2007年1月から権利侵害の製品の生産、販売を始めたとして、2007年7月にYが公証を経てX2 362都市図を購入したときまでの期間は半年であり、原審法院の2008年5月の禁止令の効力発生までは1年5ヶ月である。それゆえX2とX1が不法行為により取得した額は少なくとも1千万元を超えると判断した。

X3は権利侵害となる製品を搭載したナビゲーションを製造、販売し、X4は権利侵害となる製品を搭載したナビゲーションを販売したので、不法行為を停止すべき民事責任を負う。

以上を総合して、『中華人民共和国訴訟法』第130条、『中華人民共和国著作権法』第10条第1項第5号、第6号、第11条第1項、第3項、第46条第5号、第47条第1号、第48条第1項の規定に基づき、欠席判決する。

1 X4は判決が効力を生じた日からY道路図の著作権を侵害しているX2 362都市図の販売を直ちに停止し、在庫のX2 362都市図を廃棄せよ。

2 X3は判決が効力を生じた日からY道路図の著作権を侵害しているX2 362都市図の製造、販売を直ちに停止し、在庫のX2 362都市図を廃棄せよ。

3 X2、X1はY道路図の著作権を侵害する製造と販売を直ちに停止し、在庫のX2 362都市図をすべて廃棄せよ。

4 X2、X1は判決が効力を発生した日から30日以内に『中国測繪新聞』にYに対する謝罪の声明（声明の内容は原審法院の審査を経なければならない。もしこの義務の履行を拒絶するときは、原審法院は判決の主要内容を当該紙上に掲載し、費用は義務を履行しない当事者が負担するものとする）を掲載せよ。



5 X2、X1は判決が効力を生じた日から10日以内にYの経済的な損害1000万円を賠償せよ。

6 Yのその余の請求を棄却する。訴訟費用（省略）。

X3、X1、X2は原審判決に不服で、上訴した（手続き上の上訴理由は省略する）。

### 【上訴理由】

X3は以下の理由を以て上訴した。

一 一審判決が認定した事実は不明確である。

1 YがX4で購入したGPSはX3が販売したものではない。X4は一審に出廷せず、X3はX4にGPSを販売した旨の売買契約、領収書など客観的な証拠を提出しなかった。X3は未だ代理商に委託したことはない。包装だけでその製品はX3が販売したものであるとはいえない。

2 一審裁判中に公証を経て購入したGPSの地図とY道路図を比較していないので、一審判決は事実的な根拠を有しない。

3 一審判決のYが本件電子地図の著作権者である旨の認定は証拠不足である。

二 第一審のX3の販売を停止し、在庫商品を全部処分せよとの判決は事実的、法的根拠を有しない。

X1もX3の上訴事実及び理由と一致する内容のほか、以下の理由を以て上訴した。

一 一審のX1とX2が連帯して責任を負う旨の判決は根拠を有しない。X1はナビゲーション電子地図を生産、販売する資格を有せず、著作権を侵害する製品を生産、販売していない。

二 一審判決の損害の計算方法は間違っている。一審判決が引用した市場報告はナビゲーション電子地図を正確な科学的財務資料ではなく、報告の内容は2006年から2007年第1四半期の市場占有率の報告であるが、一

審判決の対象は2007年であり、当該報告は本件に適用できない。X1の販売行為は、X2 362都市図の出版期日2007年4月26日から起算しなければならない。それ以前には販売権を有しなかったからである。

X2もX3、X1と同様の理由の他、以下の理由を以て上訴した。

一 Y道路図はX2の243都市図を剽窃したものであり、適法な著作権を有しない。

Yが法院に提出したY道路図は、国家測絵局に提出した製品と異なり、違法な出版物であり、著作権法の保護を受けない。X2が深圳中級人民法院にYを訴え、本件審理の中止を申し立て、且つ、Y道路図とX2 243都市図およびX2 362都市図の相似点の比較の鑑定を行い、X2 243都市図とX2 362都市図の承継関係についての鑑定を行っている。

二 一審判決のX2の1000万円の賠償額は、証拠不十分である。

一審判決の根拠はX2の答弁とホームページの宣伝資料、および商業調査機関の調査資料であり、適法な財務報告資料を有しないため、証拠の真实性、適法性および関連性に欠けている。

## 【Yの抗弁】

訴訟手続きについては省略する。

一 証拠と事実についての問題

1 権利侵害のX2 362都市図の公証書についての問題

公証書は形式、内容とも真実に符合する。X2は、訴訟中の禁止令に関する尋問で公証販売したCDはその生産したものであると認めている。

2 Y道路図の著作権の問題

Yは一審でX2とX3の各種の原始作業資料を封ずるよう請求したが、X2は定められた期間内に提出しない旨のファックスを以て、法院に意思表示した。

二 X2とX1の共同不法行為の問題。本案すべての証拠資料によると、X2とX1は共同不法行為を行った。法人代表者も同一人であり、X1の登

記地はX2の実際の経営地であり、X2もそのホームページでX1との関係を宣伝していた。

### 三 賠償額の問題

X2は一審の証拠保全中に、関係する財務帳簿の提出を拒絶した。答弁でも、業界での占有率は第1位で、市場占有率は50%を超えると強調した。訴訟中禁止令が出た後もX2のホームページで市場占有率は第1位であると宣伝していた。その陳述内容は法的効力を有し、裁判の根拠となる。Yは製品を製作するために、大量の資金を投入しており、X2 362都市図の製品は全体として不法行為を構成するので、一審法院の賠償額は十分な事實的、法律的根拠を有している。

### 【検討】

本件は中国案例百選（国際商事法務 Vol.39 No.9 所収）と同一事案であり、上訴審判決が編集して引用している原審判決を紹介するものである。

#### 1 著作権の無方式主義

中国著作権上も地図は著作物である（著作三七）。著作物は成立すると同時に、公表されたと否とを問わず、その上に著作権が成立する。本件では、Y道路図はX2 362都市図より前に測絵局の許可を取得して発行されており、X2 362都市図はこれより遅れるが、そのこと自体はX2の著作権を否定し、Yの著作権の成立を認める理由となるものではない。許可の取得や発行の先後は必ずしも著作物成立の先後を意味しないからである。X2は著作権登録においてY道路図の発行より前に著作物が成立した旨記載している。ただ、著作権登録は著作権の成立と直接関わるものではなく、その成立の日付は測絵局の許可の日付に比し不自然に遡及しているように思われる。法院がこれを措信しないことにも充分な理由がある。測絵局の許可および発行の先後は著作物成立の先後を事実上推定させる証拠力を有すると考えられる。

#### 2 著作権侵害の要件

尤も、Y道路図より後に成立したとされるX2 362都市図が前者に極め

て高い類似性を有するとしても、X2がY道路図の存在を知らず、仮に知っていたとしても、それに依拠することなく、独自に創意工夫したものであるときは、剽窃（著作46五）にはあたらないから、Yの著作権を侵害したことにはならない。本件で最も重要な点はここに在ると思われるが、法院は著作権侵害の要件を明確に示すことなく、X1、X2、X3の著作権侵害の結果を強調しているのはやや説得力不足である。Y道路図に用いられた長地バージョンの暗号がそのままX2 362都市図に表記されていることが、X2がY道路図をそのまま剽窃したものであることを端的に示すものであり、この点を著作権侵害の要件を充たすものとして示すべきであったろう。先ず、著作権侵害の法理を一般論として展開すべきである。

### 3 訴訟中の禁止令

著作権者は他人の著作権侵害行為を遅滞なく差し止めなければ回復しがたい損害を受ける虞があるときは、訴え提起前に人民法院に侵害行為の差し止め命令を求めることができる（著作49①）。訴訟中禁止令はこの差し止め命令を意味するものである。